

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)5156 - 1111
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部 事業企画担当部長 村岡 正貴
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモを指し、「対象者」とは、マガシーク株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

マガシーク株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

平成18年1月30日開催の対象者臨時株主総会及び平成18年2月17日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

(3)【公開買付期間】

平成25年1月31日(木曜日)から平成25年3月14日(木曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,829株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(15,105株)が買付予定数の下限(8,829株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月15日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	15,105(株)	15,105(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	15,105	15,105
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,105
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	5,298
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	21,190
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$)(%)	95.74

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第10期第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる普通株式数(120株)に係る議決権の数(120個)を加算した21,310個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」として計算しております。なお、公開買付者は対象者より、平成24年6月22日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(12個)の目的となる対象者の普通株式総数(120株)について、平成24年9月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。